平成２５年（フ）第１８１号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1224番地94、前住所福岡県久留米市田主丸町石垣640番地16
債務者　岸田　賢二
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　博
4　破産債権の届出期間　平成25年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２３号
千葉県香取郡東庄町石出1595番地１
債務者　向後　美枝
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　　優
4　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第２４号
千葉県香取郡東庄町石出1595番地１
債務者　向後　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　　優
4　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第２１５号
兵庫県加古川市西神吉町大国411番地の４
債務者　岡田　典文
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　破産債権の届出期間　平成25年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５６号
秋田県横手市十文字町植田字植田10番地４
債務者　柴田　隆志
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３６号
岩手県一関市萩荘字上大桑３番地１
債務者　千葉　顕蔵
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第３６号
和歌山県日高郡みなべ町東吉田10番地２
債務者　山中　潤一
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第２７４号
北海道山越郡長万部町字長万部425番地３
債務者　平間　芳信
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７５号
北海道山越郡長万部町字大浜75番地13
債務者　平間喜美子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２１６号
奈良県大和高田市大字大中182番地１　213号室ビクトワール高田、前住所大阪府東大阪市吉田２丁目４番39号　ＰＡＬＭＩＺＩＯ花園Ⅱ407号
債務者　藤淵　美香（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
奈良県葛城市八川299番地７
債務者　金丸勇太郎
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７９９号
さいたま市緑区大字中尾2407番地33
債務者　渡辺由香里
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４１号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目３番地２　Ｂ―405
債務者　澤村　　薫
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７９号
さいたま市浦和区北浦和５丁目３番２号　リッチハイム北浦和105
債務者　立松千恵子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９０５号
埼玉県新座市新座３丁目６番８―103号
債務者　小清水廣視
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２－１―302
債務者　森泉　久康
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係